

保護者のみなさまへ

県立伊丹高等学校事務室

高等学校就学支援金等の手続きにかかる留意事項について

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、7月の申請時にマイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、当年の1月1日に住民票登録をされている市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

なお、控除対象配偶者の方については原則として申告不要ですが、主たる生計維持者の所得状況によって、判定に影響がある（年収 910 万円程度）場合は、配偶者の方の課税状況の確認が必要になります。

そのため、配偶者の方が税の申告手続きを行っていない場合、課税（非課税）証明書の取得をお願いすることとなりますので、あらかじめ、税の申告手続きをを行っていただきますようお願いいたします。

つきましては、趣旨をご理解いただき、ご協力よろしくをお願いいたします。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。